

留学生の手引き



関西国際大学

グローバル教育センター

目 次

1. はじめに	1
かなら まも 必ず守らなければならないこと	
2. 来日後の手続き	2
■ 居住地の届出	
■ 国民健康保険の加入	
■ 国民年金の加入	
■ マイナンバーの付与	
■ 銀行口座の開設	
■ 携帯電話の購入	
3. 大学生活	4
■ グローバル教育センター(国際交流課)への提出物	
■ 在籍確認	
■ 必要な届出について	
■ 大学からの案内・連絡	
■ 通学	
■ 学修	
● 履修登録・卒業要件	
● 授業科目への出席・欠席	
● 総括試験の注意	
■ 退学・除籍・休学(長期間休む、大学をやめる)	
■ 学修支援センター	
■ 日本語能力試験	
■ ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)	
■ 学費の納入	
■ 奨学金	

4.	出入国管理局関係手続き	11
	■ 在留カード ■ 在留期間更新 ■ みなし再入国許可申請(一時帰国) ■ 在籍資格の変更 ■ 資格外活動許可申請 ■ アルバイト先報告書 ■ 出入国在留管理庁の場所	
5.	日常生活	16
	■ 引っ越し ■ ごみの捨て方 ■ 自転車 ■ テレビ・ラジオ ■ その他	
6.	病気・緊急・災害時等の対応	17
	■ 大学が加入している保険 ■ 病気 ■ 緊急連絡先 ■ 災害	
7.	相談窓口	22
	■ 家計急変(父母の失業、破産、事故、病気、死亡等)について	
8.	留学期間終了後の帰国に際して	23
9.	参考資料	24
	■ 西暦・和暦早見表 ■ 緊急連絡先	

1.はじめに

この「^{りゅうがくせい}留学生の^{てび}手引き」には、みなさんが^{かんさいこくさいだいがく}関西国際大学で^{りゅうがくせいかつ}留学生活を送るために必要なことが書かれています。みなさんが^{にほん}日本で^{あんぜん}安全で^{たの}楽しい生活が送れることを期待しています。

この手引きのほかに、「^{りしゅうようこう}履修要項」などをよく読んで^よ本学の^{ほんがく}授業、^{じゅぎょう}奨学金などに^{しょうがくきん}関することをよく^{かん}理解してください。

^{かなら}＜必ず^{まも}守らなければならないこと＞

1

^{がくひ}学費は^{きじつ}期日までに^{はら}払うこと

2

^{がつ}4月・^{がつ}10月は^{にち}15日までに^{ざいせきかくにん}在籍確認のサインをすること。
(^{りゅうがくせい}留学生ガイダンスの^{かいじょう}会場で^{ざいせきかくにん}在籍確認サインの^{ようし}用紙を^{はいふ}配布します。)
^{ゆうじん}友人などによる^{だいり}代理の^{さいん}サインは^{みと}認められません。

3

^{がつ}4月・^{がつ}10月に^{かいさい}開催される^{りゅうがくせい}留学生ガイダンスに^{しゅつせき}出席すること

4

^ひ引っ越して^こ住所が^{じゅうしょ}変わったときや、^か携帯番号などが^{けいたいばんごう}変わったときには、^かグローバル^{きょういく}教育センター(国際^{こくさい}交流^{こうりゅう}課)に^{ほうこく}報告すること

5

^{いちじきこく}一時帰国するときは、^{とどけで}届出をすること

6

^{こうしんご}更新後の^{ざいりゅう}在留カードを^{ていしゅつ}提出すること

7

^{だいがく}大学からの^{でんわ}電話やメール・LINEに^{かなら}必ず^{へんしん}返信すること。

2. 来日後の手続き

■ 居住地の届出

住居が決まったら14日以内に、在留カードを持参して、居住地の市(区)役所に届け出なければなりません。

* 居住地を**変更**したときも、14日以内に同様に届出をする必要があります。

■ 国民健康保険の加入

日本国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が保険料を

出し合って助け合う制度です。病気やけが等で、病院で治療を受ける場合、診療受付で「資格確認書」(保険証)を

提示すると、治療費の自己負担が30%となります。**留学生は全員「国民健康保険」に加入しなければなりません。**

居住地が決まったら、居住地の市(区)役所で加入の申し込みをします。

また、入国管理局で在留期間更新、在留資格変更などの手続きの際に、**窓口で「資格確認書」(保険証)の**

提示が義務づけられています。

● 国民健康保険の加入に必要な書類

- ①在留カード ②パスポート ③学生証

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号	□□□□□□□□			
交付者名	印			

保険料は留学生の場合、(地域によって若干異なりますが)1年間で約20,000円です。保険料の金額と納付の

時期は、毎年納付通知書によって通知されます。国民健康保険料は、毎年改定されます。前の年に日本での

所得が低い人は、申込みをすれば保険料が減額されます。国民健康保険の保険料の計算のしかたは市区町村

によって違うので、詳細は役所の窓口で確認してください。また、「国民健康保険料所得申告書」が届いたら、必要

事項を記入して、市(区)役所に提出してください。保険料は、市(区)役所の窓口や銀行で支払うことができます。

また、申込みをすれば、自分の銀行口座から自動的に保険料を引き落としとして支払うこともできます。

■ 国民年金の加入

日本の国民年金の制度では、国籍に関係なく日本に住所のある20歳以上60歳未満の人すべてが国民年金に

かにゆう 加入しなければならぬと定められています。当然、りゆうがくせい 留学生も加入しなければなりません。しかし、いってい 一定の所得
きじゆん い か がくせい ほけんりよう しはら ゆうよ がくせいのうふとくれい せいど
基準以下の学生は、保険料の支払いを猶予される「学生納付特例」制度があります。きぼうしや わす しんせい
希望者は忘れずに申請し

ましょう。しんせい じゆうみんとろうく し く やくしよ ちようそん やくば こくみんねんきんたんとうまどぐち おこな
申請は住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

※ゆうよ たいしようき かん がつ よくとし がつ よくとしい こう こうしん ひつよう
猶予の対象期間は 4月から翌年3月までです。翌年以降は更新が必要です。

※がくせいのうふとくれい しやうにん う きかん ほけんりよう ぜんがくのうふ くら しやうらい う と ろうれいき そねんきんがく
学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額
がすく なくなりますが、めんじようとう う あと めんじよきかん ほけんりよう ねんい ない ついかのうふ
免除等を受けた後に免除期間の保険料を 10 年以内に追加納付することにより、しやうらい ねんきん
受給額を全額納付した場合と同額にすることができます。

● こくみんねんきん かにゆう ひつよう しよるい 国民年金の加入に必要な書類

- ① しんせいしよ まどぐち 申請書(窓口でもらえます) ② がくせいしやう 学生証



■ ふよ マイナンバーの付与

にほんこくない じゆうみんとろうく すべ ひと こじんばんごう ふよ ちゆうちやうきざいりゆうがいこくじん
日本国内で住民登録をすると、全ての人にマイナンバー(個人番号)が付与されます。中長期在留外国人に
こじんばんごうつうちしよ じゆうみんとろうく じゆうしよ かんい かいきとめゆうびん そうふ ふんしつ ほかん
も、個人番号通知書が住民登録をした住所に簡易書留郵便で送付されます。紛失しないように保管してください。
マイナンバーは、アルバイトをするときや市(区)役所で転出・転入手続きのときに必要となります。利用目的が
ふめい だいさんしや ていきやう たにん か か ぜったい しやうがいばんごう
不明なままでの第三者への提供、他人との貸し借りは絶対にしないでください。なお、マイナンバーは生涯番号で
すので、きこくご ふく たいせつ ほかん
帰国後も含めて大切に保管するようにしてください。

■ ぎんこうこうざ かいせつ 銀行口座の開設

ゆうびんきょく ぎんこう ふつうよきんこうざ かいせつ よきん そうきん こうきやうりようきん じどうふりこみとう
郵便局や銀行で普通預金口座を開設すると、預金、送金、公共料金の自動振込等ができます。

● ぎんこうこうざ かいせつ ひつよう しよるい 銀行口座の開設に必要な書類

- ① ざいりゆう パスポート ② にゆうきんよう 在留カード ③ いんかん 入金用の現金 ④ 印鑑(印鑑がなくてもいい口座もあります)
⑤ たぎんこう もと しよるい
⑤ その他銀行が求める書類

※けいたいでんわ こうにゆう まえ ぎんこうこうざ かいせつ ばあい こうざ しんきかいせつ ようし だいがく でんわばんごう
携帯電話を購入する前に、銀行口座を開設する場合は、口座の「新規開設」用紙にまず、大学の電話番号
をきにゆう けいたいでんわ こうにゆう ぎんこう い でんわばんごう へんこう
を記入し、携帯電話を購入してから銀行に行き、電話番号を変更してください。

※にほん ぎんこう えいぎやうじかん いっぱんてき へいじつ
日本の銀行の営業時間は一般的に平日の 9:00~15:00 です。

※くに そうきん う と よてい ひと ぎんこう えいご きさい ぎんこうめい じゆうしよ きにゆう ようし
国から送金を受け取る予定がある人は、銀行から「英語で記載した銀行名と住所が記入されている」用紙を
もらい、ほんにん こうざばんごう しめい きにゆう ほんごく し
もらい、本人の口座番号と氏名を記入し本国にFAXまたはメールで知らせてください。

● こうざかいせつ すす ぎんこう 口座開設のお勧め銀行

【学費の振込に便利】 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、尼崎信用金庫

【奨学金の受取口座になる場合が多い】 郵便局のゆうちょ銀行

※外貨両替の際はインターネットなどで両替可能な銀行、両替ショップを調べて行ってください。

■携帯電話の購入

現在、日本には Docomo、Softbank、au などの携帯電話販売の会社があります。これらの契約は、通常は、一定期間契約を続けるという条件があり、契約期間内の解約や更新月以外に解約を行うと、契約解除料の支払いが求められる場合があります。日本滞在期間が 2 年未満の外国人の場合には、契約期間の条件のない(もしくは短い)格安SIM や格安スマホを契約する事をお勧めします。

※会社によって、料金システムなどが違いますので、各自で携帯電話ショップに行き確認してください。



● 携帯電話の購入に必要な書類

- ①本人確認書類(パスポート + 在留カード、或いは保険証) ②月々料金の支払支払いに利用するキャッシュカード/クレジットカード ③その他携帯ショップが求める書類

3. 大学生生活

■グローバル教育センター(国際交流課)への提出物

入学後は速やかに以下の書類をグローバル教育センター(国際交流課)に提出してください。

1 パスポートの顔写真ページのコピー

2 在留カードの両面コピー

3 資格確認書のコピー

4 アルバイト先報告書

※在留カードの更新をした場合、在留カードの記入事項(住所等)に変更があった場合は必ずグローバル教育センター(国際交流課)に報告してください。

※アルバイト先報告書の書式はこちらから https://www.kuins.ac.jp/international/new_int_student/campus.html

■在籍確認(大学に在籍していることを確認すること)

4月、10月は 15 日までにグローバル教育センター(国際交流課)に来て在籍確認簿にサインしなければいけません。在籍確認を行わない留学生に対しては、アジア太平洋奨学金が停止されます。また、証明書の発行も

停止されます。注意してください。

※在籍確認に来ない留学生および授業の欠席が多い留学生は所在不明とみなされ、大学から出入国管理局・

文科省へ報告することになります。出入国管理局で問題があると認められると、在留資格(ビザ)が取り消されて

「不法滞在」となり、強制的に母国へ帰らなければならない可能性があります。

※外部奨学金の受給者は、このほかに、毎月指定された期日までに在籍確認のサインが必要です。

■必要な届出について

● 住所・連絡先に変更があったとき

- ① 市区町村への届け出 ② グローバル教育センター(国際交流課)への報告 ③ Universal Passport の登録変更

● アルバイトを始めるとき・アルバイト先が変わったとき・アルバイトを辞めたとき

アルバイト先はグローバル教育センターに報告しなければなりません。アルバイト先が変わったときは、グローバル教育センターに「アルバイト先報告書」を、再度、提出してください。アルバイトを辞めたときも、「アルバイトなし」として、再度「アルバイト先報告書」を提出してください。原則、学業に影響するため、深夜アルバイトは禁止です。

※アルバイト先報告書の書式はこちらから：

https://www.kuins.ac.jp/international/new_int_student/campus.html

● 一時帰国(海外へ渡航)する場合

事前にグローバル教育センターに「海外渡航届」を提出してください。

※授業がある期間中の日本国外への渡航、または、外務省の「危険情報」、「感染症危険情報」レベル 2以上の対象国・地域への渡航は、正当な理由がない限り、原則禁止します。

※長期間急遽やむを得ず、帰国する場合は、メール(iec@kuins.ac.jp)で相談してください。

※海外渡航届の書式はこちらから：

<https://www.kuins.ac.jp/international/assets/380363f8b2a569a737cff2bc033a9cf4aa9ca95f.pdf>

● 大学を長期休むとき

本冊子「留学生の手引き」8 ページ「退学・除籍・休学」を参照してください。

■大学からの案内・連絡

授業に関すること、奨学金に関すること、日本人学生との交流会の情報など大学からの連絡は、メール(Outlook)、Universal Passport、LINEで行います。Outlook Mailは自分の携帯電話に転送設定をするなどして、必ず確認してください。台風などによる警報発令時の連絡は、大学のホームページ、メール(Outlook)、Universal Passport等で確認してください。

■通学

公共の交通機関を利用して通学する場合は、通学証明書と学生証を持って駅や営業所で「通学定期券」を購入すると、通常料金より安くなります。通学定期券は1カ月、3カ月、6カ月の3種類があります。

● 自転車通学について

【神戸山手キャンパス】

自転車通学を禁止しています。大学の周りの道路やマンションその他の駐輪場に勝手に自転車を止めることは犯罪です。もちろん、大学内も自転車の駐輪は禁止です。徒歩、バス、電車で通学してください。

【尼崎キャンパス・三木キャンパス】

学生課に届け出て、許可を受ければ、通学に自転車を利用することが可能です。ただし、兵庫県では、自転車保険加入が義務化されていますので、届け出の前に自転車保険への加入が必要です(18 ページ参照)。

■学修

学修(学籍、履修、授業、試験等)に関する詳しいことは「履修要項」で必ず確認してください。以下に一部抜粋して、説明します。

● 履修登録・卒業要件

履修ガイダンスに必ず参加して、説明をよく聞いてください。履修登録については、アドバイザーの先生に相談をして、履修登録期間内に履修登録を済ませてください。履修要項に記載してある学科等の履修細則や卒業要件単位数表を参照して履修計画をたててください。編入生については、履修ガイダンスにて別途卒業要件についての資料が配布されます。なお、外国人留学生が母国語を履修することはできません。

● 授業科目への出席・欠席

授業科目の出席、欠席、遅刻、早退等は記録されます。出席すべき授業回数の3分の1を超えて欠席した場合、

その科目は「資格喪失」となり、**単位の取得ができません**。詳細は「履修要項」で確認してください。

● 総括試験

試験中は、学生証を机上に提示しておいてください。万一、不正行為を行った場合には、**当該学期のすべての履修科目の受験資格を失った上で、何らかの懲戒処分を受けることになります**。

《不正とされる行為》

- ① 代わりの人に受験させたり、または代人となって受験すること。
- ② 持ち込み不可のものを試験会場に持ち込んで使用すること。
- ③ あらかじめ机に書き込んだり、カンニング・ペーパー等を使用すること。
- ④ 他人の答案を盗み書きしたり、他人に答案を見せたりすること。
- ⑤ 試験内容に関する事項を口頭、紙片その他の手段により、他人に教えたり、教えさせたりすること。
- ⑥ 携帯電話やスマートフォンなどの電子機器を操作したり、画面を見たりすること。
- ⑦ その他、①～⑥に類する行為をすること。

また、論文(レポート)または作品の提出による試験の場合、データファイルのコピーも含め、他人のものを写したとみなされる行為をした場合も、同様に当該学期の全履修科目(通年科目を含む)の受験資格を失った上で、何らかの懲戒処分を受けることになります。

(学則第 55 条、試験実施規程第 12 条、第 13 条)

■ 退学・除籍・休学(長期間休む、大学をやめる)

事前にアドバイザーの先生、グローバル教育センター(国際交流課)等と相談のうえ、学部長面談が必要になります。

退学: 自分から大学をやめること、または懲戒処分(犯罪行為など不正なことをした学生を大学が処分すること)を受け、やめさせられること

除籍: 学費未納(期限内に払わない)、在籍確認をしない、などの理由で在籍が取り消しになり、大学にいらなくなる

休学: 病気などの理由で 3ヶ月以上大学を休むこと

- **退学・除籍・休学のいずれの場合もすぐに母国へ帰国しなければなりません**。もし帰国しなければ不法滞在となります。大学より出入国管理局と文部科学省に報告し、帰国したことの確認等を行います。

■学修支援センター

授業以外での学習に関する支援は「学修支援センター」で行っています。日本語力が不十分であったり、レポートの書き方が難しかったり、授業科目以外の勉強がしたい場合は学修支援センターで相談してください。詳細については「学修支援センター利用の手引き」を参照してください。

■日本語能力試験

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する国際交流基金と日本国際教育協会が主催する試験です。レベルは1～5級まであり、毎年7月、12月の第1週目の日曜日に実施します。大学院への進学、就職の際に参考にされる重要な資格となりますので、在学中に受験することをお勧めします。詳細は日本語能力試験のHP (<http://www.jlpt.jp/about/index.html>)を参照してください。

■ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。同じ事をされても嫌だと感じる人がいれば、そうでない人もいますので、ハラスメントの問題は、単に事例をあげてこれがそうだと判断することはできません。また、コミュニケーションがうまくとれない背景には、ことばの問題だけでなく、「NO」といえない力関係が存在していることがあります。

● 被害にあった場合

※事態が悪化しないうちに相談することを心がけてください。学生相談室、保健室、アドバイザー、または、あなたが信頼できる先生などに相談しましょう。

※可能であれば、「嫌な気持ち」であることを相手に伝えましょう。相手に言いにくい場合は、一人で悩まず信頼できる人に話をしてください。

※また、たとえ嫌だと言えなかったとしても、自分を責める必要はありません。とっさに「嫌だ」と言えないのがハラスメントです。

■学費の納入

学費は年額を1期分と2期分の2回に分けて納入することになっています。大学から各学期の始めに学費納入案内書を留学生本人宛に郵送しますので、期日までに指定の金融機関に振り込んでください。定められた期日までに納入がない場合は、学則に基づき最終試験の受験資格を失い、除籍となり、学生の身分を失うことになります。

その場合は、母国へ帰国しなければなりません。

● 分納・延納

経済的な理由により、期限内に学費の納入が困難な場合は、分納・延納を願い出ることができます。

分納	1期分の学費を大学が指定した最終納入期限日までに2回に分けて分割して納入する制度 例) 1期分学費⇒1回目: 6月20日まで／2回目: 7月10日まで 2分割納入できます。 2期分学費⇒1回目: 12月20日まで／2回目: 1月10日まで 2分割納入できます。
延納	学費を大学が指定した最終納入期限日までの希望する期日で一括納入する制度 例) 1期分学費⇒納入期限を7月10日まで延長 2期分学費⇒納入期限を1月10日まで延長

■ 奨学金

学内の奨学金に関することは、Universal Passport でお知らせします。グローバル教育センター(国際交流課)で申し込み用紙を受け取り、申し込んでください。ただし、在籍確認を行っていない、アルバイト先報告書や有効な健康保険証などの書類を提出していない(あるいは更新手続きをしていない)など、留学生としての義務を果たしていない学生は、たとえ成績上位者であっても奨学金受給者にはなれません。

● 学内の奨学金制度

アジア太平洋 奨学金	本学に在学する外国人留学生で向学の志を有する者の経済的負担を軽減し、修学を支援することを目的としています。
学習奨励金	各学期で、特に成績の優秀な学生に奨学金を支給します。1学期間において一定単位以上を取得し、GPA制度に基づく成績優秀者を対象に、3万円または1万円を支給します。
後援会奨学金	後援会活動の一環として、学業を継続する上で経済的支援を必要とする学生に対し、奨学金を給付し経済面での支援を行います(留学生も申込可)。
資格検定等奨励 制度	資格検定等を取得、合格した場合は、副賞があります。 例) 日本語能力試験N1もしくはN2合格→受験料全額補助 TOEIC730～855→3万円 など

● 学外の奨学金制度

学外の奨学金は本学での成績を基準とし、大学から推薦する制度になっていることが多いです。グローバル

教育センター(国際交流課)に募集の連絡があった場合には、申込資格、方法、内容などを Universal Passport とメールで連絡します。その他、大学の推薦を必要としない各団体、企業の奨学金もあります。各自インターネットなどで調べて応募可能な奨学金があれば、個人で申し込みをすることもできます。

● 各種奨学金手続き申し込み時期

以下に紹介するのは学外奨学金の一部です。

1. 大学から案内するもの

奨学金種類	奨学金額	案内、申し込み時期	最近の受給実績
JASSO学習奨励費	48,000 円/月額	4 月	各 1 名(2022・2023 年度) 5 名(2021 年度)
寺浦さよ子記念奨学生	100,000 円/月額	12 月・1 月	各 1 名 (2022・2023・2024 年度)
JEES留学生奨学金(修学、日本語 修学支援)	40,000 円/月額、 50,000 円/月額	6 月	3 名(2024 年度)
平和中島財団奨学生	100,000 円/月額	9 月・10 月	1 名(2023 年度) 1 名(2019 年度)
ロータリー米山記念奨学金	100,000 円/月額	8 月・9 月	1 名(2023 年度) 2 名(2020 年度)
共立国際交流奨学財団 奨学金	60,000 円/月額 もしくは 100,000 円 /月額	12 月・1 月	1 名(2022 年度)
六甲奨学基金 奨学生	50,000 円/月額	1 月・2 月	1 名(2020 年度) 1 名(2024 年度)
菅原奨学金 *神戸山手キャンパス学生のみ対象	80,000 円/月額	2 月	1 名(2021 年度) 2 名(2023 年度) 2 名(2024 年度)
台湾同郷会奨学金	120,000 円/年額 額	6 月	
朝鮮奨学会奨学生	25,000 円/月額	4 月	

※上記記載の奨学金は前年度の支給額であり変更されることがあります

2. 個人で募集要項等を確認し、応募するもの

奨学金種類	奨学金額	案内、申し込み時期	最近の受給実績
JEES日本語教育普及奨学金	50,000 円/月額	1 月～4 月	1 名(2020 年度)

せいせきゆうしゅうしや N1成績優秀者 だいがく すいせんじょう ひつよう (大学からの推薦状が必要)			
--	--	--	--

じようききさい しやうがくきん ぜんねんど しきゆうがく へんこう
※上記記載の奨学金は前年度の支給額であり変更されることがあります

4. 出入国在留管理局関係手続き

ざいりゅう ■在留カード

つね も ある ざいりゅうき かんまんりようび かげつまえ こうしんてつづ かのう ざいりゅう こうしん
常に持ち歩いてください。在留期間満了日3ヶ月前から更新手続き可能です。在留カードを更新した場合には、コピーをグローバル教育センター(国際交流課)に提出してください。



ざいりゅうき かんこうしん ■在留期間更新

りゅうがくせい りゅうがく ざいりゅうし かく も にほん ざいりゅう きよか きかん しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう げつ
留学生(「留学」の在留資格を持つ)として日本に在留を許可される期間は、出入国在留管理庁により、3 か月、6 か月、1年、1年3 か月、2年、2年3 か月、3年、3年3 か月、4年または 4年3 か月のいずれかに決定されます。

しんきゅう きかん えんちよう きぼう ばあい ざいりゅうき かん こうしん しんせい ざいりゅうき かんまんりようび
進級などでこの期間の延長を希望する場合は、在留期間の更新を申請しなければなりません。在留期間満了日の

3 か月前から申請を行うことができます。必要書類を持って、居住地の管轄の入国管理局(出張所)で更新手続き

を行って、新しい在留カードの交付を受けて下さい。

● 手続きの流れ

1. 必要書類の準備

① 「在留期間更新許可申請書」

しよしき ほうむしやう
書式は法務省のHP からダウンロードできます。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html>

※P1～P3 は申請者本人記入、P4～P5 は所属機関(大学)が作成します。

※写真1枚(4cm×3cm、3 か月以内に撮影されたもの)を添付します。

② 「資格外活動許可申請書」(アルバイトをする場合)

③ 「在留期間更新申請書類発行願」

※用紙はグローバル教育センター(国際交流課)にあります。

2. 上記①、②、③をグローバル教育センター(国際交流課)に提出します。

3. 教務課にて④在学証明書、⑤成績証明書の発行を依頼します。

※午前申し込みの場合は翌日に受け取り、午後申し込みの場合は翌々日受け取りとなります。

4. 「在留期間更新申請書類発行願」に記載の指定期間にグローバル教育センター(国際交流課)にて所属機関作成書類(大学作成分)を受け取ります。

5. 出入国管理局に書類提出します。

用意するもの

① パスポート

② 在留カード

③ 在留期間更新許可申請書(本人記入、大学作成分)

④ 提出書類一覧表

⑤ 各種確認書

⑥ 資格外活動許可申請書(アルバイトをする場合)

⑦ 在学証明書

⑧ 成績証明書

⑨ 写真(4×3cm) 1枚※裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出

⑩ 日本在留中の経費支弁能力を証する文書

適宜(例:通帳のコピー、送金の記録など)

⑪ 資格確認書(健康保険)

⑫ 奨学金受給通知書(受給者のみ)

※審査結果受取時に手数料として4,000円(収入印紙)を支払います

※まだ本学での成績が出ていない場合は、直前に所属していた教育機関の成績証明書を提出してください。

6. 出入国管理局による審査

※2週間～3ヶ月程度かかります

7. 出入国在留管理局から審査結果の通知

ハガキが自宅に届きます。

※出入国在留管理局から書類の追加提出を求められることがあります。連絡があったら速やかに提出する準備をしてください。大学で発行される書類の提出を求められた場合は早めに相談してください。

8. 審査結果を受け取り

出入国在留管理局に行きます。

※ハガキ、パスポート、6,000 円の収入印紙(郵便局、入国管理局の売店で購入可能)を持参します

9. グローバル教育センター(国際交流課)への報告

受け取り後5日以内に新しい在留カードを持って、グローバル教育センター(国際交流課)に報告します。

※状況に応じて、出入国在留管理局へ追加書類の提出が必要となる場合があります(例: 理由書など)。

※成績不良、学費未納、オーバーワーク等の理由で、在留期間更新ができない場合があります。

※「在留資格の期間更新手続きを行わない(不法滞在)」、「在留資格の期間更新後、在留カードのコピーを大学に

提出しない」、「大学からの電話・Email 等の連絡に応えない」場合には、出入国在留管理局に「所在不明者」として

届け出ます。

■みなし再入国許可申請(一時帰国)

出国後1年以内に日本に戻ってくる場合、日本を出国する際に在留カードを提示すれば、再入国許可を受ける必要はありません。出国前に、必ずグローバル教育センター(国際交流課)で「海外渡航届」を記入し、提出してください。ただし、出国後1年以内(在留期限が出国後1年未満の場合は、その在留期限まで)に再入国しないと、在留資格が失われることになり、日本での留学を続けることができませんので十分に注意して下さい。万が一、1年以上日本を離れる場合は、再入国許可申請を行ってください。

なお、上記とは別に、海外へ出国する留学生は、全員必ず「海外渡航届」をグローバル教育センターまで提出して報告してください。授業がある期間中の日本国外への渡航、または、外務省の「危険情報」、「感染症危険情報」レベル 2以上の対象国・地域への渡航は、原則禁止します。

■在留資格の変更

留学生として在籍する期間中は、原則として卒業まで「留学」の在留資格でなければいけません。アジア太平洋奨学金やその他の奨学金を継続または申請する場合、一部の奨学金を除いて在留資格が「留学」であることが必須の条件です。万が一、本学に在籍期間中に「留学」の在留資格を他の資格に変更する場合は、アジア太平洋奨学金やその他の奨学金申請資格が失われます。

ほんがく そつぎょう にほんこくない しゅうしゅくかつどう しゅうしゅく ばあい りゅうがく あら じゅうじ ないよう あ
本学を卒業して、日本国内で就職活動や就職をする場合は、「留学」ビザから新たに就任する内容に合ったビザ
へんこう ひつよう
に変更する必要があります。

■ 資格外活動許可申請

「留学」の在留資格では、日本において報酬を受ける活動に従事することが許されていません。そのためアルバイトとして就労する場合は、事前に「資格外活動の許可」を受ける必要があります。来日の際、空港で資格外活動許可申請を行うと、在留カード裏面に「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の事業を除く)」のスタンプが捺印されます。空港で資格外活動許可申請を行わなかった場合は、必要書類をそろえて出入国在留管理官署に許可申請をします。なお、資格外活動許可の有効期限は、申請者の在留期限と同じです。資格外活動許可を受けたら、在留カードをグローバル教育センター(国際交流課)へ提示してください。

● 資格外活動許可申請に必要な書類

① パスポート

② 資格外活動許可申請書

書式: <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

③ 在留カード

※アルバイトとしての資格外活動が許可される活動時間は、1週間28時間以内です。(長期休暇にあつては、1日8時間以内です。)

※以下の内容のアルバイトは許可されません

① 「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動

客の接待をして飲食させるキャバレー、スナック、パブなど、店内の照明が 10 ルクス以下の喫茶店、バーなど、麻雀、パチンコ・スロットマシン設置業などで行うアルバイト。これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例えば、掃除や皿洗いの仕事でもしてはいけません。

② 「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動

ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなどで行うアルバイト。

① 出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売、インターネット上でのわいせつな映像を提供する営業

このような店に関してはチラシ配りや掃除、厨房での仕事も禁じられています。

※資格外活動違反を犯した場合は、退去強制や罰則の処分がなされたり、在留期間更新の審査において不利に評価されることもあります。

※休学期間中のアルバイトは原則として認められません。

■アルバイト先報告書

新しくアルバイトをする場合、アルバイト先が変わった場合、アルバイトを辞めた場合には、必ずグローバル教育センター(国際交流課)へ「アルバイト先報告書」を提出してください。原則、学業に影響するため、深夜アルバイトは禁止です。

アルバイト先報告書の書式はこちらから:https://www.kuins.ac.jp/international/new_int_student/campus.html

● 長期休暇期間証明

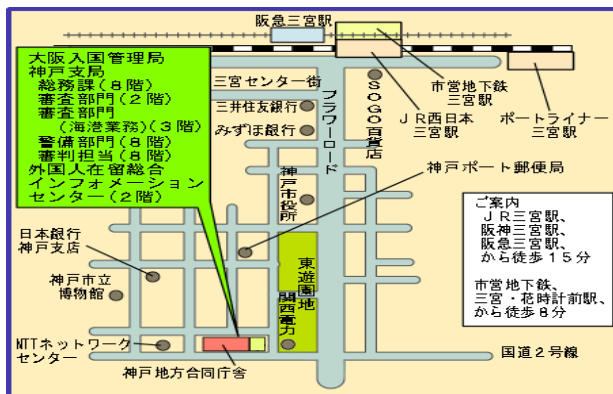
長期休暇期間にアルバイトをする場合にアルバイト先から大学の長期休暇期間証明の提出を求められることがあります。「関西国際大学の長期休暇期間について(お知らせ)」を印刷し、アルバイト先に提出してください。

大学の押印のある用紙が必要な場合は、グローバル教育センター(国際交流課)に申し出てください。申し出から2日後にお渡します。

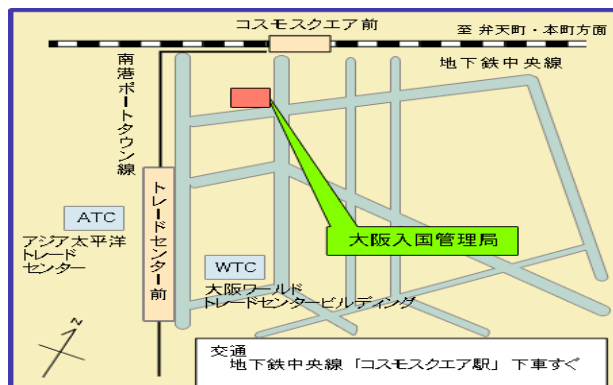
書式: Web class の次の場所からダウンロードしてください

【留学生 ⇒ アルバイト関連書類 ⇒ 長期休暇期間証明】

● 出入国在留管理庁の場所



おおさかしゅうにゅうこくざいりゅうかん 神戸支局 大阪出入国在留管理庁 神戸支局	
うけつけじかん 受付時間	平日9:00~16:00
しよざいち 所在地	兵庫県神戸市中央区海岸通り29神戸 ちほうごうどうちようしゃ 地方合同庁舎
でんわばんごう 電話番号	078-391-6378
FAX	078-325-2097(FAX)



おおさかしゅうにゅうこくざいりゅうかん 大阪支局 大阪出入国在留管理庁 大阪支局	
うけつけじかん 受付時間	平日9:00~16:00
しよざいち 所在地	大阪府大阪市住之江区南港北一丁 め ばん ごう 目29番53号
でんわばんごう 電話番号	06-4703-2158
FAX	06-4703-2262(FAX)

5.日常生活

■引っ越し

引っ越しの際は下記のことを行ってください。

- 住まいの契約に基づいて、1カ月前または2カ月前に退去の申し込みをしてください。
- 電気、ガス、水道、インターネットなどの停止の連絡をしてください。
- 市(区)役所の外国人登録の窓口と保険の窓口に行って住所変更をしてください。
- 郵便局に行って、転居届を出してください(1年間、旧住所宛ての郵便物などを新住所に無料で転送してもらえます)。
- 銀行、携帯電話の住所を変更してください。
- 在留カードを持って、グローバル教育センター(国際交流課)に住所変更の報告をしてください。
- 大学の「Universal Passport」にて住所変更の登録を行ってください。

■ごみの捨て方

日本ではごみの出し方には規則があり、地域によって違います。回収曜日、場所、時間帯、指定ゴミ袋、ごみの種類を各市町村のホームページまた配布された資料でよく確認してください。

日本で粗大ごみを捨てる時は有料になります。粗大ごみを処理する時は粗大ごみ回収センターに電話して、支払い手続きを経て、処分してください。また、外に置いてあるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、テーブルなどの粗大ごみを勝手に拾ってははいけません。

■自転車

日本では自転車は登録制になっています。自転車を買う時は必ず防犯登録をしてください。駅前などの自転車置き場以外の場所に自転車を駐輪しておくと、「放置自転車」として撤去されることもあります。撤去自転車を返却してもらうためには指定の場所に出頭して撤去保管料を支払わなければなりません。必ず決められた駐輪場に駐輪してください。

- 自転車の返還に必要なもの

本人であることが確認できるもの(在留カード・健康保険証など)・撤去保管料2,500円

- 自転車の利用に際しては以下のことに十分気を付けてください。

※自転車の利用者は損害賠償等保険(自転車保険)の加入が義務付けられています(年間4,000円程度)。

※駅前や町の通りなどに放置されている自転車があっても、拾って乗ってはいけません。

※友人から自転車を譲り受けるときは、新たに防犯登録をしてください。

※自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。

※飲酒運転、二人乗りをしてはいけません。

※夜間は前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけ、信号は必ず守ってください。

※傘を差しながら、または携帯電話を使いながら運転してはいけません。



■テレビ・ラジオ

日本ではテレビのある世帯は、NHK 受信料を支払わなければなりません。受信契約は大学が強制するものでは

ありませんが、公共放送につき各自の責任において対処してください。ラジオは、FM CO.CO.LO(76.5MHz) が

多言語放送をしています。放送時間、番組内容などはホームページ等で確認できます。

■その他

日本の法律や、ルールを守ってください。特に住んでいるアパート、マンションでは大声での会話、室内での足音

などに注意し、周りの人に迷惑をかけないようにすごしてください。

- 以下の行為は禁止されています

※電車等定期券の不正使用(友達のものを使う、キセル乗車など)

※SIM カードの代理購入

※通訳として、違法行為への加担

※通帳の貸し借り、通帳の売買

※闇バイトへの加担(高額な報酬のアルバイトは危険です)

※家賃の滞納

※ハラスメント(相手が不快に感じる行為はハラスメントです)

6. 病気・緊急・災害時等の対応

■大学が加入している保険

いずれの保険も事由が発生した場合、速やかに受付窓口へ届け出てください。届け出が遅れた場合、保険の適用から除外されることもありますので、注意してください。

- 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(学研災インバウンド付帯学総保険)

学校生活だけでなく、日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する保険です。例えば、交通事故やアルバイト先での事故などで自身がケガをしてしまった場合、他人にケガをさせてしまった場合、病気で入院または通院した場合等に対応します。卒業まで(2年間もしくは4年間)の保険料はすでに学費とともに納入されています。詳細はガイダンスでお知らせします。卒業が延期となった場合は、追加の保険料が発生します。(受付窓口:グローバル教育センター(国際交流課))

- 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度です。入学と同時に大学が加入します。(受付窓口:学生課)

- 学生教育研究賠償責任保険(学研賠)

国内外において、学生が正課、学校行事及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害を補償します。(受付窓口:学生課)

■病気

留学生の多くは、不慣れな日本社会で精神的に緊張した日々を過ごしていることや気候風土も異なるため病気にもかかりやすくなっています。「体調がおかしいな」と思ったら、すみやかに医師の診療を受けて下さい。風邪や腹痛などなら、近所の小規模の病院や診療所に行ってください。大規模な病院は、医師の紹介状がないと初診料が高くなる場合があります。夜間または病院の診療時間外に体調が悪くなった時は、救急病院に行ってください。病状を日本語で上手に話せる自信がない場合は外国語対応が可能な病院に行ってください。

病院や診療所に行く際には、国民健康保険証を忘れずに持って行って下さい。国立・私立の病院にかかわらず、国民健康保険証を提示することで、支払う医療費用が全体の3割の金額となります。

また、大学の保健室では、けがや病気の応急処置をはじめ、健康に関する資料の閲覧や個別の健康相談にも応じています。状況によって、近隣の医療機関を紹介することもありますので、ご利用ください。

- 最寄りの救急病院や外国語対応可能な病院は以下のサイトで調べられます。

きんきゅうれんらくさき

■緊急連絡先

1. 消防車 ☎119 番(火事、ガスのにおい) / 救急車 ☎119 番(病気、けが)

火事の時や急病、大怪我をしたり、見たりした時は **119番に電話**をしてください。一般家庭の電話や携帯電話のほか、公衆電話も使えます。公衆電話の場合は、電話機の前面に赤いボタンがありますので、赤いボタンを押してから「119」にダイヤルします。料金は無料です。

①119番にダイヤルすると消防署につながります。「火事ですか、救急ですか」と聞かれますので、落ち着いて答えてください。

②次に住所、名前と状況を正確に答えてください。

2. 警察 ☎110 番(犯罪、交通事故)

犯罪や交通事故などの時は **110番に電話**してください。日本語で上手に言えない時は「通訳をお願いします」と言うと通訳センターにつながります。

- 事故に遭った場合は、法律で警察への届出が義務付けられています。事故の届出がされていないと、保険支払い請求に必要な交通事故証明書が受けられないことがあります。また、ケガをした場合は、軽いケガでも必ず医師の診断を受けましょう。その他、相手の名前や住所等を運転免許証または身分証明書で確認してください。また、大学のグローバル教育センター(国際交流課)に報告をしてください。【兵庫県交通事故相談所: 電話078-360-8521】
- 盗難にあった場合、またキャッシュカード、在留カードなどを紛失した場合、110番(警察)に電話して通報するか、近くの警察交番に行き届けてください。

なくなったもの	とるべき対応
預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード	すぐに発行した金融機関(銀行、郵便局、カード会社)に連絡し、利用停止の手続きをします。再発行には手数料がかかることがあり、在留カードの提示が必要です。
学生証	学生課で再発行手続きをします。
在留カード	最寄りの警察署または交番で、「紛失届け証明書または盗難届出証明書」

	はっこう にちい ない にゆうこくかんりきよく さいはっこう てつづ を発行してもらい、14日以内に入国管理局で再発行手続きをします。
こくみんけんこうほけんしょう 国民健康保険証	し く やくしょ い ふんしつとどけ だ さいはっこう て つづ 市(区)役所に行って、紛失届を出し、再発行手続きをします。
パスポート	も よ けいさつしょ こうばん ふんしつとど しょうめいしょ どうなんとどけしょうめいしょ 最寄りの警察署または交番で、「紛失届け証明書または盗難届出証明書」 はっこう くに たいしかん りょうじかん さいはっこう て つづ を発行してもらい、国の大使館(領事館)で再発行手続きをします。

さいがいの災害

じしんの地震

にほん じしん おお くに
日本は地震が多い国です。いつ、どこで震災が起きても被害を最小限に止めることがで
きるように、常に準備をしておきましょう。



● 日常的対策

か ぐ はいち くふう
【家具の配置を工夫する】

※重い家電製品や置物などは、できるだけ低いところに置くようにしましょう。

※地震は夜中や朝方に発生することもあります。その為、特にベッドの近くには大き
な家具などは置かないようにしましょう。

※タンスやテレビなどの大きな家具や家電は、転倒防止グッズを買い、しっかりと固定させましょう。

ひなん じゅんび
【避難グッズを準備しておく】

※すぐに逃げ出せるように水やカップラーメンなどの長持ちする食品や毛布、雨具、携帯ラジオなど、避難時に必要
な物を 予 め用意しておきましょう。食品は目安として3日分を用意しておくといでしょう

※枕元には夜中でも避難ができるように懐中電灯や、割れたガラスでケガをしない為にスリッパを置いておきましょ
う。

※近くの避難場所やできるだけ大きな建物(学校や病院など)の場所と経路を日頃から確認しておきましょう。

きんじょ ひと
【近所の人とのコミュニケーションをはかる】

日頃から近所の人に会った時には、あいさつをするように心掛けましょう。近所の人とのコミュニケーションや自分の
名前を覚えてもらうことは、とても大切なことです。阪神淡路大震災(1995年)では、実際に多くの外国人留学生が
近所の人と助け合いながら避難することができました。

● 地震の発生時

【屋外で地震に遭った場合】道路上で地震に遭った時には、建物のそばは、上から物が落ちてくる可能性があるの



で、公園など広い場所に避難してください。

【室内で地震に遭った場合】身の安全を確保してください。キッチンにいる場合はコンロや戸棚、冷蔵庫などから離れましょう。大型家具や家電などからも離れ、揺れが収まってから避難できるようにドアを開けて出口を塞がれないようにします。揺れが収まって避難をする際には通電火災を防ぐため、ブレーカーを落としましょう。

● 地震後

余震や津波の危険があるので、引続き注意が必要です。自分の身の安全が確保できたら、テレビ・ラジオなどで正しい情報を集めることが大切です。また、不安なことがある場合には、必ず大学に確認するようにしましょう。うわさやデマに流されて、パニックを起こさないように心掛けて下さい。

※震災発生時の被災地では、公衆電話から利用できる「災害伝言ダイヤル 171」や携帯電話の「災害用伝言板」などのサービスがあるので、事前に活用方法を調べておきましょう。

2. 台風

日本では夏から秋にかけて台風が多く、強風や豪雨で地滑りや洪水などの被害が出ることがあります。強風の時は外出しないようにしてください。また、折れた電柱や垂れ下がった電線には近づかないようにしてください。

● 避難する場合

気象予報に注意し、避難勧告が出たら速やかに避難しましょう。気象予報に注意し、避難勧告が出たら速やかに避難しましょう。避難する際には火事の元となるガスの元栓をしめ、電源を切り、戸締りをします。荷物は最小限度にとどめ、できるだけリュックなどを背負い、両手を開けておきましょう。正しい情報(テレビ・ラジオ・役所の広報など)を信じ、デマや噂に惑わされないようにしましょう。



● 災害時によく使われる言葉

注意報	「災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)
警報	「とても大きくて危険な災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)
特別警報	「経験したことのないとても危険な災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)

きんきゆうじ しん そくほう 緊急地震速報	「これからすぐに地震が起きるので注意してください」というお知らせ
ひなんじゅんびじょうほう 避難準備情報	「すぐに避難できるよう準備しておいてください」というお知らせ
ひなんかんこく 避難勧告	「逃げてください」という勧め
ひなんしじ 避難指示	「すぐに逃げなさい」という指示

● 情報サイト

ひょうご防災ネット・ひょうごE ネット: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk40/pa20_000000001.html

兵庫県では、災害に関する緊急情報(地震・津波・気象警報)や避難情報をすぐに県民にお知らせしています
(12言語(中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、
韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)。携帯電話のメールアドレスを登録しておいてください。

兵庫県広域災害・救急医療情報システム: <http://web.gg.pref.hyogo.lg.jp/>

急な病気やケガなどの救急医療や災害時の救護所や拠点病院の情報などを提供する兵庫県の情報サイト

7. 相談窓口

■ 家計急変(父母の失業、破産、事故、病気、死亡等)について

生計維持者(原則父母)の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、災害等により、家計急変が生じ、
収入が減少した場合は、グローバル教育センターに相談してください。

その他にも、何か困った時はいつでも、グローバル教育センター(国際交流課)へ相談に来てください。

グローバル教育センター(国際交流課)

◇9:30~17:00: 神戸山手キャンパス ☎078-330-5999 / 尼崎キャンパス ☎06-6496-4128

◇時間外緊急時: ☎080-3439-5943

大学の他にも下記のような様々な形の相談窓口があります。

● 生活全般・法律

兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター: <https://www.hyogo-ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html>

- 生活相談、入国在留行政相談
神戸国際コミュニティセンター: <https://www.kicc.jp/ja/aboutkicc>
- 労働条件、就職についての相談
厚生労働省兵庫労働局: https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudan_foreign.html
- アルバイト紹介、職業相談・紹介、在留資格
大阪外国人雇用サービスセンター: <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>
- 入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター
入国・在留手続きに関する相談: <https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

8. 留学期間終了後の帰国に際して

帰国時には、しなければならないことがたくさんあります。下記のチェックリストを利用して確かめてください。

- ☐ グローバル教育センター(国際交流課)に帰国日と帰国後の進路について知らせる(帰国時に進路が決まっていなかった場合は、帰国後に連絡する)。
- ☐ 住居の解約。賃貸契約書に基づき、家主、不動産会社に退去手続きをする。
- ☐ 公共料金の支払い。電気、ガス、水道、電話、インターネットなどの使用停止手続きをする。
- ☐ 国民健康保険の解約。市(区)役所に行き、国民健康保険を解約し、保険料を精算して保険証を返却する。
- ☐ 卒業後、就職活動などで日本に残る場合は、在留資格を変更する。
- ☐ 空港で出国手続きをする際に在留カードを返却する。
- ☐ 証明書などの提出先、出身国の大使館・領事館に問い合わせて、学位記証書などの認証が必要かどうかを確認する。

※大学が発行した学位記証書、その他証明書類などを帰国して証明書として使用する場合には、提出先によっては

そのままでは公式な文書として認めてもらえないことがあります。その場合は、帰国する前に、皆さんの出身国の

大使館・領事館に行き、認証(領事認証)を受ける必要があります。また、認証してもらうためには、日本の

外務省による公印確認証明が必要とされる場合があります。

9. 参考資料

西暦・和暦早見表

せいれき 西暦	われき 和暦	せいれき 西暦	われき 和暦	せいれき 西暦	われき 和暦
2005 年	平成 17 年	2006 年	平成 18 年	2007 年	平成 19 年
2008 年	平成 20 年	2009 年	平成 21 年	2010 年	平成 22 年
2011 年	平成 23 年	2012 年	平成 24 年	2013 年	平成 25 年
2014 年	平成 26 年	2015 年	平成 27 年	2016 年	平成 28 年
2017 年	平成 29 年	2018 年	平成 30 年	2019 年	平成 31 年/ 令和元年
2020 年	令和 2 年	2021 年	令和 3 年	2022 年	令和 4 年
2023 年	令和 5 年	2024 年	令和 6 年	2025 年	令和 7 年

緊急連絡先

けいさつ 警察 110 番(犯罪、交通事故)
 しょうぼうしゃ 消防車 119 番(火事、ガスのにおい)
 きゅうきゅうしゃ 救急車 119 番(病気、けが)
 グローバル教育センター(国際交流課)
 ◇9:30~17:00
 こうべやまて 神戸山手キャンパス ☎078-330-5999
 あまがさき 尼崎キャンパス ☎06-6496-4128
 じかんがいきんきゅうけいたい ◇時間外緊急携帯 ☎080-3439-5943

関西国際大学 グローバル教育センター(国際交流課)

- 神戸山手キャンパス
〒650-0006 兵庫県神戸市中央区諏訪山町3-1
TEL 078-330-5999
- 尼崎キャンパス
〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江1丁目3番23号
TEL 06-6496-4128
Email: issc@kuins.ac.jp

2025 年 4 月改訂